

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件	三〇七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件	三〇七
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件	三〇六
○土地改良事業の工事の完了について届出があつた件	三〇六
○一般競争入札を行う件	三〇九
○落札者を決定した件	三〇九
○福島県議会議事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	三〇二
○福島県教育委員会教育長	三〇二
○一般競争入札を行う件二件	三〇三
○福島県選挙管理委員会	三〇三
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三〇六

告 示

福島県告示第三百六十四号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャ

レンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 変更しようとする事項
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 (変更前) 午前九時
 (変更後) 午前七時
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前八時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
 (変更後) 午前六時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
- 三 変更しようとする年月日
 令和六年六月五日
- 四 届出年月日
 令和六年六月四日
- 五 届出をした者
 株式会社マルト商事

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。
 令和六年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 郡山市熱海町中山字二之編戸一
 - 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (イ) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 郡山市熱海町中山字持葉沢一、字金山二保安林として指定された目的水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町河内字芹沢四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年六月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

八沢干拓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

- 理事 相良 博信 相馬市柚木字前日向五七番地
- 就任した役員
- 役別 氏名
- 住所
- 理事 相良 安行 相馬市柚木字葉山前八五番地

(農村計画課)

公告第百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年六月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

鮫川堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 武四郎

柴田 正幸

同 國井 祐太郎

同 佐坂 邦彦

同 高木 甚一

同 高木 保善

同 竹原 市夫

同 小野 喜一

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

同 笹沼 晃

公告第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第一項の規定により、

(農村計画課)

同	同	同	同	同	同	良区	猪苗代町土地改良区	土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日	次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 令和6年6月14日
猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	猪苗代地区	耕地災害復旧事業（令和四年八月三日から令和四年八月二日発生豪雨災害）	猪苗代地区	令和四年二月一日	令和六年三月二五日	福島県知事 内堀 雅 雄	
堰第3地区	町岩弓	猪苗代地区	堰第2地区	町岩弓	猪苗代地区	堰第1地区	町岩弓	同	同	同	同	同	

(農村計画課)

公告第118号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザⅡ（18t級） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月7日（金）
- (4) 納入場所

ア 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1）

イ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）

- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和6年3月8日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

あり、かつ、確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和6年7月9日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年6月14日（金）から同年7月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月26日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月26日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月26日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月25日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に開し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow2 (18t class) 2 units

- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 26 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ（18t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
74,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年3月8日

(入札用度課)

福島県議会

福島県議会訓令第2号

福島県議会事務局

福島県議会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月十四日

福島県議会議長 西山 尚利

福島県議会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「局主幹 主幹」を「局主幹 主幹 専門監」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年六月十四日から施行する。

(総務課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校ICT支援業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

1 入札に付する事項

- 1 (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立学校ICT支援業務委託 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 令和6年8月1日から令和7年7月31日まで
- (4) 履行場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 令和3年度から令和5年度の間、学校のICT支援に係る業務の履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

- ム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁教育総務課
電話024-521-8658
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和6年6月14日（金）から同年7月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和6年7月24日（水）午前10時
(2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月23日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of service to be required: Commissioning of ICT operations support services for Fukushima Prefectural Schools 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 24 July 2024
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 July 2024
(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-8658

(教育総務課)

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月4日（木）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6

福島県立清陵情報高等学校 事務室

電話0248-72-1515

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年6月14日（金）から同年7月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙24枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月21日（金）午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年7月24日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県立清陵情報高等学校会議室（福島県須賀川市滑川字西町179番地の

6)

- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月23日(火)午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立清陵情報高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 24 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 23 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Seiryōjō High School, 179-6 Nishi-machi, Namegawa, Sukagawa City, Fukushima 962-0403 Japan TEL 0248-72-1515

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和六年六月一日現在において、次のとおりである。

令和六年六月十四日

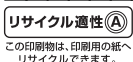
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、六五一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九一、五六三
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福島市	選挙区	七六、三二六	田村市 田村郡	選挙区	一七、〇三三
-----	-----	--------	------------	-----	--------

二本松市	一四、六七六	双葉郡	一六、五三八	郡山	八八、六五七	伊達市 伊達郡	二五、五〇九	会津若松市	三一、八二〇	南相馬市 相馬郡 飯館村	一七、九九二
相馬市 相馬郡 新地町	一一、四一一	石川郡	一〇、三六三	いわき市	八七、一〇三	本宮市 安達郡	一〇、七三五	須賀川市 岩瀬郡	二九、七四〇	南会津郡	六、七四八
喜多方市 耶麻郡	一九、六二二	東白川郡	八、三二七	白河市 西白河郡	二五、七一一	河沼郡	五、八五四	須賀川市 岩瀬郡	二五、七一一	河沼郡	六、六九六



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県報株式会社 印刷所 第一印刷